

事業主の方へ

## 国民健康保険傷病手当金支給申請書の作成について

新宿区では給与等の支払いを受けている被保険者が、一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給しています。対象となる被保険者が申請を行う際に、事業主の方による国民健康保険傷病手当金支給申請書の作成が必要となります。

記入上の注意点及び「別紙の記入例」を参考とし、作成ください。

なお、給与等とは所得税法第28条1項に該当する給与等のうち、賞与を除いたものを言います。

### 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）

労務に服することができなかった日及び、労務に服することができなかった最初の日がある月を含む直近3か月間の勤務状況、賃金の支払状況等について記載いただきます。

#### 【記入上の注意点】

- ・労務に服することができなかった日が複数月に及ぶ場合は、直近3か月間の勤務状況及び賃金の支払い状況は、労務に服することができなかった最初の日がある月を含む直近3か月間をご記入ください。
- ・「支給した賃金内訳」の支給額は月の初日から月末までの期間の賃金を記入してください。
- ・「支給した賃金内訳」の手当は住宅手当や家族手当、役職手当など課税対象の賃金（賞与を除く）を記入してください。非課税の賃金は記入不要です。
- ・賃金計算方法は欠勤控除計算方法等があればご記入ください。

問合せ先

新宿区 健康部 医療保険年金課 国保給付係

TEL：03-5273-4149 FAX：03-3209-1436